

(公開用 会議録と一部異なる部分があります。)
平成 25 年第 3 回設楽町議会定例会 (第 2 日) 会議録

平成 25 年 9 月 18 日、午前 9 時 00 分、第 3 回設楽町議会定例会 (第 2 日) が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|---------|---------|---------|
| 1 金田敏行 | 2 金田文子 | 3 松下好延 |
| 4 夏目忠昭 | 5 渡邊 勲 | 6 村松 修 |
| 7 鈴木藤雄 | 8 伊藤 武 | 9 熊谷 勝 |
| 10 田中邦利 | 11 土屋 浩 | 12 山口伸彦 |

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	横山光明	副町長	佐々木孝
教育長	七原明郎		
総務課長	後藤義男	出納室長	後藤義己
企画課長	原田利一	ダム対策室長	富安正裕
津具総合支所長	佐々木義典	保健福祉センター所長	片桐洋人
生活課長	滝元光男	町民課長	原田和久
教育課長	鈴木正吾	税務課長	鈴木伸勝
建設課長	原田直幸	産業課長	澤田周蔵

4 議会事務局出席職員名

事務局長 佐々木輝

5 本会議の書記は次のとおりである。

書記 佐々木輝

6 議事日程

日程第 1 議案第 56 号

設楽町税条例の一部を改正する条例について

(総務建設委員長報告)

日程第 2 議案第 57 号

平成 25 年度設楽町一般会計補正予算 (第 2 号)

(総務建設委員長報告) (文教厚生委員長報告)

日程第 3 議案第 58 号

平成 25 年度設楽町国民健康保険特別会補正予算 (第 1 号)

(文教厚生委員長報告)

日程第 4 議案第 59 号

- 平成 25 年度設楽町介護保険特別会計補正予算(第 1 号)
(文教厚生委員長報告)
- 日程第 5 議案第 60 号
平成 25 年度設楽町簡易水道等特別会計補正予算(第 2 号)
(文教厚生委員長報告)
- 日程第 6 議案第 61 号
平成 25 年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算(第 1 号)
(文教厚生委員長報告)
- 日程第 7 議案第 62 号
平成 25 年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算(第 1 号)
(文教厚生委員長報告)
- 日程第 8 議案第 63 号
平成 25 年度設楽町情報ネットワーク特別会計補正予算(第 1 号)
(総務建設委員長報告)
- 日程第 9 議案第 64 号
平成 25 年度設楽町段嶺財産区特別会計補正予算(第 1 号)
(総務建設委員長報告)
- 日程第 10 陳情第 4 号
定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を
求める陳情書
(文教厚生委員長報告)
- 日程第 11 陳情第 5 号
愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書
(文教厚生委員長報告)
- 日程第 12 陳情第 6 号
国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書
(文教厚生委員長報告)
- 日程第 13 陳情第 7 号
原発事故・子ども・被災者支援法に関する陳情書
(総務建設委員長報告)
- 日程第 14 所掌事務の調査報告
(総務建設委員長報告)
- 日程第 15 認定第 1 号
平成 24 年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について
(決算特別委員長報告)
- 日程第 16 認定第 2 号
平成 24 年度設楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算特別委員長報告)

- 日程第 17 認定第 3 号
平成 24 年度設楽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算特別委員長報告)
- 日程第 18 認定第 4 号
平成 24 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算特別委員長報告)
- 日程第 19 認定第 5 号
平成 24 年度設楽町簡易水道等特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算特別委員長報告)
- 日程第 20 認定第 6 号
平成 24 年度設楽町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算特別委員長報告)
- 日程第 21 認定第 7 号
平成 24 年度設楽町町営バス特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算特別委員長報告)
- 日程第 22 認定第 8 号
平成 24 年度設楽町つぐ診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算特別委員長報告)
- 日程第 23 認定第 9 号
平成 24 年度設楽町情報ネットワーク特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算特別委員長報告)
- 日程第 24 認定第 10 号
平成 24 年度設楽町田口財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算特別委員長報告)
- 日程第 25 認定第 11 号
平成 24 年度設楽町段嶺財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算特別委員長報告)
- 日程第 26 認定第 12 号
平成 24 年度設楽町名倉財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算特別委員長報告)
- 日程第 27 認定第 13 号
平成 24 年度設楽町津具財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算特別委員長報告)
- 日程第 28 認定第 14 号
平成 24 年度設楽町神田平山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

(決算特別委員長報告)

日程第 29 所掌事務の調査報告

(設楽ダム対策特別委員長報告)

日程第 30 発議第 2 号

「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための
意見書

(追加)

日程第 31 発議第 3 号

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡
充を求める意見書

(追加)

日程第 32 発議第 4 号

愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書

(追加)

日程第 33 発議第 5 号

国の私学助成の増額と拡充に関する意見書

(追加)

日程第 34 選挙第 4 号

選挙管理委員及び選挙管理委員補充員の選挙

(追加)

日程第 35 同意第 3 号

設楽町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

(追加)

日程第 36 議案第 65 号

設楽町過疎地域自立促進計画の変更について

(追加)

日程第 37 議案第 66 号

工事請負契約の締結について

(追加)

日程第 38 議案第 67 号

工事請負契約の締結について

(追加)

日程第 39 議案第 68 号

工事請負契約の変更について

(追加)

日程第 40 議案第 69 号

設楽町田口財産区管理委員会委員の選任について

(追加)

日程第 41 議案第 70 号

- 設楽町段嶺財産区管理会委員の選任について
(追加)
- 日程第 42 議案第 71 号
設楽町名倉財産区管理会委員の選任について
(追加)
- 日程第 43 議案第 72 号
設楽町神田平山財産区管理会委員の選任について
(追加)
- 日程第 44 議案第 73 号
設楽町津具財産区管理会委員の選任について
(追加)
- 日程第 45 議案第 74 号
訴えの提起について
(追加)
- 日程第 46 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
(追加)
- 日程第 47 設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について
(追加)

会 議 録

開会 午前9時00分

議長 おはようございます。ただいまの出席議員は 12 名全員であります。定足数に達しておりますので、平成 25 年第 3 回設楽町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。本定例会の議会運営並びに、本日の議事日程を、議会運営委員長より報告をお願いいたします。

8 伊藤 平成 25 年第 3 回定例会第 2 日の運営について、9 月 13 日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。本日の案件は、委員長報告 29 件、議員提出 4 件、選挙 1 件、町長提出 11 件、継続審査申出 2 件です。日程第 1 から順次 1 件ごとに上程します。日程第 1 から日程第 14、日程第 15 から日程第 28 までは一括上程です。日程第 31 から日程第 33、日程第 37 から日程第 38、日程第 40 から日程第 44 は、一括上程、一括質疑です。よろしく申し上げます。

議長 ただいま、議会運営委員長からの報告のありました日程で、議事を進めてまいりますのでよろしく申し上げます。

議長 ここで町長から挨拶の申し出がありましたので、これを許します。

町長 皆さん、おはようございます。本日は平成 25 年度の設楽町議会 9 月定例会最終日ということで議員全員の皆様方に御参集いただきましてありがとうございます。9 月定例会最終日に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。9 月も中旬となり秋の漂いを感じられる時期となりました。そして稲刈りのシーズンとなってきたおる中で各農家ではこの稲刈り作業を進められるときという状況となっておりまして。このようなときに 16 日には台風 18 号がこの地域を直撃をし、今これによって稲の収穫に影響が出てきたのではないかなということも感じているところでもあります。また、町内の各地域におきましても広い範囲で被害をこうむることになりました。その状況を報告させていただきますと、まず降雨量ですが、15 日の午後 1 時から 16 日の午後 1 時までの 24 時間、この間の連続降雨量は 220 ミリでありました。特に 16 日の午前 8 時の時間雨量は時間 50 ミリという雨が降りました。これに加え、同時に強い風に見舞われて、これによって町内各地域で被害が発生をし、その内訳でありますけれども、倒木が 8 件、そしてこれは道路に面して道路のほうへ倒れてきた倒木が 8 件、そしてさらに崩土また法面崩壊これが 8 件、そしてこの倒木によります停電区域、これが本町、太田口の一部、そして小塩、田内、清崎、田峯、三都橋、豊邦、荒尾、和市、神田、平山、この地域に及んだところでありまして、現在は全地域で復旧をしているところでありまして。また崩土や法面復旧につきましては、今後詳細調査を進める中でその復旧に対応してまいります。そのほか国道、県道、町道につきましては、通行に支障となる崩土等を除去して全線通行ができるようになっております。しかし、こうした状況ですが、不幸中の幸いと言いますか、人的被害や家屋被害がなかったことで、この点につきましては安堵しているところでございます。

次に、本定例会議会につきましては、議会日程に基づき審議、御協議を賜りましてありがとうございます。今回は特に決算審査について各方面から慎重審議をいただいたところでありまして。私ども町政を担わさせていただいているその集約されたものがこの決算であり、その内容について御審議をいただいたところでありまして、これによって 1 年の成果が確認されたところでありまして。この審査において出された意見内容等につきましても重く受け止めさせていただき今後の町政運営に反映させていただく所存であります。

最後に、私事で恐縮であります。来月 22 日でもって町長職としての任期が満了となり町長職としてのこの 1 期 4 年の職務に携わらせていただきました。この間、議会の皆様方はもとより町職員の皆様方を始め多くの町民の方々の御協力をいただき職務を遂行させていただくことができました。改めて皆様方にお礼と感謝を申し上げる次第です。この 1 期の間において、多くの課題に直視し、これに向けて対応してきたところでありまして、その中において特に設楽ダム問題が依然としてその方向性に着地できないところでありまして。今から 4 年前、平成 21 年 2 月に建設同意をしてダムに対する町の方向性を定めたところであり

ましたが、依然として先が見えないところであり、この点については私としても町民の皆さんに不透明な状況をつくっているところであり、責任を感じているところでもあります。しかし、こうした中であって水没また少数残存となる方たちの移転補償についてはそれぞれの方たちがほぼ新たに生活再建ができてきていると感じているところでありまして、これについては一応の落ち着きができてきたと思っております。また一方では、ダムを受け入れたときに交わしたダム関連地域整備事業につきましても計画に基づいて進められているところであり、今後さらに継続していくようこれに努めていくことが重要なことであると思っております。このほかにおきましても、設楽町の発展のため、また町民の方々への生活の安定につなげるための施策など町づくりへの事業等を進めさせていただくことができました。しかし、今後においてまだまだやらなければならない課題も依然として多くあります。したがって、前回議員の皆様にもお伝えをさせていただいているところですが、こうしたことへ取り組んでいくため引き続き次の町長選に向けて再度出馬の決意を固めたところでありまして、今後さらに設楽町が発展につながるよう努力していく覚悟であります。どうか皆様方にも引き続きお願いをすることでございます。以上、このことをお約束申し上げまして私の町長1期4年間における皆様方への感謝とお礼の言葉とさせていただきます、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長 日程第1から日程第14までを一括議題といたします。本案は、総務建設委員会、文教厚生委員会に付託をしておりますので、委員長からの報告を求めます。

3 松下 それでは平成25年度第5回総務建設委員会報告をいたします。去る9月5日、15時40分より総務建設委員会を開催いたしました。出席者は6名全員です。今回、総務建設委員会における審査事件は、付託された事件4件、陳情1件と2名の委員会質問、所轄事務の調査2件がありました。

審議の結果を報告します。議案第56号「設楽町税条例の一部を改正する条例について」審議をいたしました。質疑なし、討論なし、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。議案第57号「平成25年度設楽町一般会計補正予算」を審議しました。質疑なし、討論なし、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。議案第63号「平成25年度設楽町情報ネットワーク特別会計補正予算」を審議しました。質疑、討論なし、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。議案第64号「平成25年度設楽町段嶺財産区特別会計補正予算」を審議しました。質疑、討論なし、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

続きまして、陳情7号「原発事故・子ども・被災者支援に関する陳情書」を審議しました。意見につきましては5件ありました。採択は、趣旨については理解できるが意見書を提出しないということで、全員同意で趣旨採択と決まりました。

次に委員会質問であります。2名の方の委員会質問がありました。

あとですね、所轄事務の調査につきましては、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択に関する陳情」につきましては、意見が2件出ました。意見提出につきましては、意見提出をすべきものと決しました。2番目に「道州制導入に反対する意見書の提出」について、意見6件、意見書提出につきましては、意見提出はしないものと決しをいたしました。以上で総務建設委員会の委員会報告を終わります。

1 金田 平成25年第4回文教厚生委員会の報告をいたします。9月9日15時より文教厚生委員会を開催いたしました。出席者は委員6名全員、執行部より町長始め10名の方が出席されました。

付託事件9件を審議し、審議の結果を報告いたします。議案第57号「平成25年度設楽町一般会計補正予算(第2号)」を審議いたしました。質疑なし、討論なし、採択の結果、全員賛成で原案どおり可決いたしました。議案第58号「平成25年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」を審議いたしました。質疑なし、討論なし、採決の結果、全員賛成で原案どおり可決するものと決定しました。議案第59号「平成25年度設楽町介護保険特別会計補正予算(第1号)」を審議いたしました。質疑なし、討論なし、採決の結果、全員賛成で原案どおり可決するものと決定いたしました。議案第60号「平成25年度設楽町簡易水道等特別会計補正予算(第2号)」を審議いたしました。質疑なし、討論なし、採決の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決まりました。議案第61号「平成25年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)」を審議いたしました。質疑なし、討論なし、採決の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決まりました。議案第62号「平成25年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算(第1号)」を審議いたしました。質疑4件、財政更正内容について、ほかであります。討論なし、採決の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

所掌事務といたしまして、陳情第4号「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書」について審議いたしました。意見なし、採決の結果、全員賛成で意見書を提出すべきものとなりました。陳情第5号「愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書」について審議いたしました。意見なし、採決の結果、賛成多数で意見書を提出すべきものとなりました。陳情第6号「国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書」について審議いたしました。意見なし、採決の結果、賛成多数で意見書を提出すべきものとなりました。

その他、生活課より公共下水の委託費の発注方法についての説明がありました。以上で委員会の報告を終わります。

議長 総務建設委員会、文教厚生委員会に付託をしておりましたそれぞれの委員長からの報告が終わりました。質疑、討論、採決は、1件ごとに行います。

議長 議案第 56 号「設楽町税条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 56 号について、採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 56 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 57 号「平成 25 年度設楽町一般会計補正予算（第 2 号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 57 号について、採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 57 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 58 号「平成 25 年度設楽町国民健康保険特別会補正予算(第 1 号)」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 58 号について、採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 58 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 59 号「平成 25 年度設楽町介護保険特別会計補正予算(第 1 号)」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 59 号について、採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 59 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 60 号「平成 25 年度設楽町簡易水道等特別会計補正予算(第 2 号)」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 60 号について、採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 60 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 61 号「平成 25 年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算(第 1 号)」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 61 号について、採決します。採決は、起立によって行います。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 61 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 62 号「平成 25 年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算(第 1 号)」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 62 号について、採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 62 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 63 号「平成 25 年度設楽町情報ネットワーク特別会計補正予算(第 1 号)」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 63 号について、採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 63 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 64 号「平成 25 年度設楽町段嶺財産区特別会計補正予算(第 1 号)」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 64 号について、採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 64 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 陳情第 4 号「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。陳情第4号について、採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。陳情第4号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

議長 陳情第5号「愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。陳情第5号について、採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。陳情第5号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

議長 陳情第6号「国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。陳情第6号について、採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。陳情第6号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

議長 陳情第7号「原発事故・子ども・被災者支援法に関する陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。陳情第7号について、採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、趣旨採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。陳情第7号は、委員長報告のとおり趣旨採択にすることに決定しました。

議長 日程第15、認定第1号「平成24年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第28、認定第14号「平成24年度設楽町神田平山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」までの14議案を一括議題とします。本案は、決算特別委員会に付託をしておりますので、委員長の報告を求めます。

11 土屋 それでは、決算特別委員会の報告をいたします。設楽町議会決算特別委員会は、平成25年度第3回定例議会第1日において付託をされました、平成24年度設楽町一般会計歳入歳出決算及び、13特別会計歳入歳出決算について、平成25年9月5日と9月9日の2日間、決算特別委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。その結果を、設楽町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

認定第1号「平成24年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について」は、総務建設委員会所管、文教厚生委員会所管の順に審査をし、質疑は、79件ありました。討論を行い、賛成多数により、本件を認定すべきものと決しました。次に、13特別会計歳入歳出決算について審査をいたしました。認定第2号「平成24年度設楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」は、質疑ありませんでした。認定第3号「平成24年度設楽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」は、質疑2件。認定第4号「平成24年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」は、質疑1件。認定第5号「平成24年度設楽町簡易水道等特別会計歳入歳出決算について」は、質疑2件。認定第6号「平成24年度設楽町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について」は、質疑3件。認定第7号「平成24年度設楽町町営バス特別会計歳入歳出決算の認定について」は、質疑1件。認定第8号「平成24年度設楽町つぐ診療所特別会計歳入歳出決算の認定について」は、質疑なし。認定第9号「平成24年度設楽町情報ネットワーク特別会計歳入歳出決算の認定について」は、質疑3件。質疑の中で委員から調定の誤りについての指摘があり、執行部より経過と状況を把握して、その結果を報告するという回答がありました。認定第10号「平成24年度設楽町田口財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第14号「平成24年度設楽町神田平山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」までの5財産区特別会計は、質疑がありませんでした。13特別会計とも、討論はなく、

全てを認定すべきものと決定をいたしました。以上で、設楽町議会決算特別委員会の報告を終わります。

議長 討論、採決は1件ごとに行います。認定第1号「平成24年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

10 田中 御指名をいただきましたので討論をしたいと思います。私は、平成24年度一般会計歳入歳出決算の認定について、不可とする立場から討論を行います。平成24年度一般会計は、東日本大震災と福島原発事故のあとの初めての年度会計であり、昨年の一斉地方選挙後の最初の会計でもありました。したがって、24年度一般会計には防災計画の抜本的強化、原発ゼロ、自然エネルギーへの転換、住民から寄せられた切実な要求への実現、命と暮らしを守る行政の推進などの施策が盛り込まれることが期待されました。私は当初予算で防災対策強化の面ではわずかに被災者支援システムの導入が新規事業として計上されるにとどまり、前年度に比して大きな進展がないことを指摘しました。その後、災害用備蓄品・資機材の購入が補正予算で追加されましたが、防災計画強化の点では極めて不十分としたことは基本的には改善されていません。住民要求に応える点では、高校生医療費無料化などを評価しつつ町人口の4割以上を占める高齢者への福祉充実は何の手立ても取られてないと反対しましたが、決算でも全く変わっていません。また、町営住宅整備工事は住民要求を酌み取らず進められました。厳しい財政状況の中で無駄遣いや非効率を改める点では、役場新庁舎をわざわざ金のかかる平屋建てにしていること、歴史民俗資料館や花の山公園整備の費用対効果が不明であることなどを指摘しましたが町民に十分な理解が得ないまま進められています。よって、平成24年度一般会計決算はダム関連事業の推進と新庁舎建設に重点が置かれ、防災や住民生活を守る点では住民の期待に応えていないと概括的に当初予算で述べたことがそのまま指摘できるものであり、認定は不可とするほかにないことを申し上げて討論といたします。

議長 次に、原案に賛成の発言を許します。

3 松下 24年度の一般会計歳入歳出決算について、私は賛成の立場をもって討論させていただきます。前議員から防災の強化だとか福祉充実に関する意見、反対討論がありましたが、私はこれは一端的にすぐにできるものではなくて役場と執行部においても徐々に進めていくという認識をもっておりますので、この点については私は反対という立場ではありません。また、全般につきましてもいろいろ庁舎問題ともありますが、これは町で皆さんで全員で多数で決めたことが適正に進められると思っております。全般についていろいろ諸問題はあろうかと思いますが、全般的によくやっておるなという感じをもっておりますので、賛成として討論いたします。以上です。

議長 ほかに、討論はありませんか。

2 金田 私は不可の立場で討論に参加させていただきます。平成 24 年度決算において、財政力指数の低下が見られます。繰出金の増加の事実があります。今後、平成 28 年度以降、地方交付税の削減が進みます。将来の財政健全化に備える必要がより一層高まっています。そのため、平成 23 年度の監査報告でも企業性、採算性を考慮し事務事業を見直すように指摘されていました。しかし、平成 24 年度の決算では複数の公の施設の指定管理料が前年より増額になってしまいました。予算執行後もサービスの向上、効率性が確保されたのか、住民目線では全くわかりません。これでは指定管理者制度の導入の目的に反していると考え不可とします。なお、高齢者福祉施設、宝泉寮などにおいては、民間活力の導入により効率化が図られたことは評価に値すると考えています。設楽町の公の施設も多様化しています。もっと民間の経営能力を活用できるものはないか。高額な委託料を支払っている施設もありますよね。それから、廃止するものとか休止するものとか、もっと別のうまい利用の仕方はないものかと検討するようなものがあると思いますが、ほとんど使われていない施設もあります。それぞれの施設の目的に応じた指定管理者制度の運用についてさらなる見直しをし、町民にわかる形で説明することを希望して反対討論を終わります。

議長 次に、原案に賛成の発言を許します。

1 金田 私は平成 24 年度の決算書に対して可とする立場より討論します。平成 24 年度の決算より生活課ではごみ袋の改善を日々試行錯誤されている職員がいて、いつの日にか今よりもっと利便性や環境に優しいごみ袋を見つけ出していただけるものと強く関心をもちサポートしていきたいと思っております。産業課に至っては、間伐事業も順調に進み、多くの町民が喜ばれ、今後の間伐事業のためにも心強い実績状況だと思います。観光事業に関しましては、川本えこさんを設楽町アドバイザーに招き、各種行事や放送に関し設楽町の観光PRに一躍頑張っていたただけることは大変喜ばしいことだと思っております。教育委員会の学校給食設備では、空調設備の早期設置に前向きに考えて、何より子どもたちの学校給食の安全性を職員一同が強く考えていることは大変喜ばしいことだと思っております。地域づくり支援事業は4年目を迎え、各地の地域を考慮したさまざまな行事や催事が計画され、地域住民にも浸透してきたところでございます。今後の町の対応が町民からの目をひく事業となすことと思っております。エレベーターの保守点検事業は見直しもされ、かなりスマートになりましたが、今後は一括管理や保守会社の一括管理なども入れれば、なお一層充実したエレベーター管理も実現されることと思っておりますので、温かく見守っていききたいと思います。以上のようなことを鑑み、私は今回の決算を可とします。

議長 ほかに討論ございませんか。

(なし)

議長 討論を終わります。認定第1号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに

賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。認定第1号は、認定されました。

議長 認定第2号「平成24年度設楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。認定第2号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。認定第2号は、認定されました。

議長 認定第3号「平成24年度設楽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。認定第3号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。認定第3号は、認定されました。

議長 認定第4号「平成24年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。認定第4号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。認定第4号は、認定されました。

議長 認定第5号「平成24年度設楽町簡易水道等特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。認定第5号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。認定第5号は、認定されました。

議長 認定第6号「平成24年度設楽町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。認定第6号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。認定第6号は、認定されました。

議長 認定第7号「平成24年度設楽町町営バス特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。認定第7号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。認定第7号は、認定されました。

議長 認定第8号「平成24年度設楽町つぐ診療所特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。認定第8号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。認定第8号は、認定されました。

議長 認定第9号「平成24年度設楽町情報ネットワーク特別会計歳入歳出決算の認

定について」討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。認定第9号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。認定第9号は、認定されました。

議長 認定第10号「平成24年度設楽町田口財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。認定第10号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。認定第10号は、認定されました。

議長 認定第11号「平成24年度設楽町段嶺財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。認定第11号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。認定第11号は、認定されました。

議長 認定第12号「平成24年度設楽町名倉財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。認定第12号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。認定第12号は、認定されました。

議長 認定第 13 号「平成 24 年度設楽町津具財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。認定第 13 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。認定第 13 号は、認定されました。

議長 認定第 14 号「平成 24 年度設楽町神田平山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。認定第 14 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。認定第 14 号は、認定されました。

議長 日程第 29「所掌事務の調査報告」を議題とします。設楽ダム対策特別委員長の報告をお願いします。

9 熊谷 それでは、設楽ダム特別委員会報告をいたします。9 月 10 日、委員全員出席、設楽工事事務所長、豊川水系対策本部事務局長、設楽町長始め各執行部の皆さん出席のもと委員会を開催しました。

審査案件といたしまして、設楽ダム建設事業について、設楽ダム工事事務所より報告がございました。現在の進捗状況は、移転者 94.4%、地権者 65.2%の進捗状況であると。次に、集団移転地整備事業について、豊川水系対策本部対策事務所より報告がございました。シウキ地区、西貝津地区を近日中に分譲予定であると。

以上の報告を受け、直ちに宇連ダム・大島ダム視察を実施しました。宇連ダムは 1985 年 8 月に空っぽになって以来の危機的状況であると。視察状況は、当日の貯水率は大島ダム 52.4%、宇連ダム 14.2%。大島ダム・宇連ダムの放水割合は、7 対 1 の割合で放水を実施していると。との説明を受け現地を視察し、貯水率が低いためダム湖は、岩肌や草が生え、昔の原形を再現している状況であった。大変な危機的状況であったということを御報告を申し上げます。以上で終わります。

議長 設楽ダム対策特別委員会の委員長報告は、終わりました。

議長 日程第 30、発議第 2 号「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

3 松下 発議第 2 号「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書ということで、提案理由、山村地域の市町村が森林吸収源対策などの地球温暖化の対策に取り組むための恒久的・安定的な財源を確保するため、政府関係機関に対し意見書を提出しようとするものであります。意見書案につきましては、次ページのとおりであります。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。発議第 2 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。発議第 2 号は、可決されました。

議長 日程第 31、発議第 3 号「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書」から日程第 33、発議第 5 号「国の私学助成の増額と拡充に関する意見書」を一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

1 金田 発議第 3 号「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書」について、提案理由は、未来を担う子どもたちにこれまでに増してきめ細かに対応するために、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求めるため、政府関係機関に対し意見書を提出しようとするものであります。詳細につきましては、別紙資料を参照してください。

発議第 4 号「愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書 (案)」です。提案理由、父母負担の軽減と公私格差の是正のため私学助成の一層の拡充を求めるため、愛知県に対し意見書を提出しようとするものであります。詳細につきましては、別紙資料を参照してください。

発議第 5 号「国の私学助成の増額と拡充に関する意見書 (案)」です。提案理由、父母負担の公私格差の是正のための支援金の拡充・国庫補助制度の堅持と一層の拡充を求めるため、政府関係機関に対し意見書を提出しようとするものであ

ります。詳細につきましては、別紙資料を参照してください。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑は3議案一括で行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論・採決は議案ごとに行います。発議第3号「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書」の討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。発議第3号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。発議第3号は、可決されました。

議長 発議第4号「愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書」の討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。発議第4号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。発議第4号は、可決されました。

議長 発議第5号「国の私学助成の増額と拡充に関する意見書」の討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。発議第5号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。発議第5号は、可決されました。

お諮りします。休憩をとりたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、10時20分まで休憩といたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時20分

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長 日程第34、選挙第4号「選挙管理委員及び選挙管理委員補充員の選挙」を行います。お諮りします。選挙管理委員の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。お諮りします。指名の方法は、議長が指名することとしたいと思いません。異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。選挙管理委員に関屋博司さん、古瀬隆章さん、金田長芳さん、遠山和美さん。以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を、選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。ただいま、議長が指名しました選挙管理委員に関屋博司さん、古瀬隆章さん、金田長芳さん、遠山和美さんが当選されました。

選挙管理委員補充員の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いません。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。お諮りします。指名の方法は、議長が指名することとしたいと思いません。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。選挙管理委員補充員に第1順位、澤田淳夫さん、第2順位、後藤聖隆さん、第3順位、熊沢久仁子さん、第4順位、藤澤博己さん。以上の方を指名します。

お諮りします。議長が指名しました方を、選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。ただいま、議長が指名しました選挙管理委員補充員に第1順位、澤田淳夫さん、第2順位、後藤聖隆さん、第3順位、熊沢久仁子さん、第4順位、藤澤博己さんが当選されました。

議長 日程第35、同意第3号「設楽町教育委員会委員の任命につき同意を求めること」を議題とします。本案について、議案の説明を求めます。

副町長 同意第3号について説明をいたします。設楽町教育委員会委員の任期満了に伴う任命同意を求めるものでございます。同意を求める委員の氏名につきましては、鈴木孝知さん、現在43歳でございます。以上です。再任命でございます。現在非常に熱心に当職に当たっておられますので、引き続きお願いをするものでございます。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。
(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。
(討論なし)

議長 討論なしと認めます。同意第3号の採決をします。採決は、起立によって行います。本案に同意することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。同意第3号は……
(「全員じゃないか」の声あり)

議長 多数です。再度、もう一度、同意される方は御起立を願います。
〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。同意第3号は、同意することに決定しました。

議長 日程第36、議案第65号「設楽町過疎地域自立促進計画の変更について」を議題とします。本案について、議案の説明を求めます。

副町長 議案第65号「設楽町過疎地域自立促進計画の変更について」を説明いたします。本計画を変更する場合には、法の規定によりまして議会の議決が必要なため、議決を求めるものでございます。

内容といたしましては、現在本計画に登載されております道路の幅員等の変更、農林業担い手支援住宅改修事業及び医師住宅新築事業の記述を加える変更でございます。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。
(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。
(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第65号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第65号は、可決されました。

議長 日程第37、議案第66号「工事請負契約の締結について」と日程第38、議案第

67号「工事請負契約の締結について」を一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第66号、議案第67号「工事請負契約の締結について」説明をいたします。両請負契約とも契約金額が議会議決が必要な金額を超過する契約でございますので、議会の議決を求めるもので、名倉・津具簡易水道配水管更新工事の津具井口地区、油戸地区に関するものでございます。契約方法は、事後審査型一般競争入札で、66号議案に関する契約金額は9,450万円、67号議案に関する契約金額は5,103万円でございます。契約の相手方は、両契約とも設楽町津具字洲山9番地、株式会社佐々木建設です。現在仮契約を結んでおりますので、議会の議決後本契約となります。以上でございます。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑は2議案一括して行います。質疑はありませんか。

10 田中 この2議案につきましては、名倉・津具簡易水道水管更新工事というふうと同じ、地区が違うだけの工事請負になっておるんです。たぶん一括の請負契約ではなくて、この分割にしてこう請負契約を出したのではないかなというふうに考えますと、結局、結果的に同じ業者が落札しておるんですが、この二つに分けた理由は何というか、要するになるだけ地元のいろんな業者が受けれるようにということの配慮で分割で請負を決めたのではないかと思います。そこらへんはいかがでしょうか。

生活課長 ただいまの質問でございますけども、この地区の管の特高区の管のもっていき方が2路線とも違うということで、井口地区と油戸地区については配水管をもつてく位置が違うということで分けてございます。業者の配慮というよりもそういう管の接続の関係で二つのほうに分けております。以上です。

議長 ほかにございませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。討論・採決は議案ごとに行います。議案第66号の討論を行います。討論ありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第66号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第66号は、可決されました。

議長 議案第67号の討論を行います。討論ありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第67号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 67 号は、可決されました。

議長 日程第 39、議案第 68 号「工事請負契約の変更について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 68 号工事請負契約の変更について説明をいたします。新庁舎の建設にかかる契約につきまして、工事の進捗に伴い工事変更による金額の変更が生じてまいりましたので、議会の議決を求めるものであります。変更の詳細につきましては担当課長のほうから説明をいたします。

総務課長 今回の変更は、契約金額に 3,443 万 550 円を増加するものでございます。その内容につきましては次のページの参考資料に主なものを記載しましたので、これにより説明をさせていただきます。まず建築工事についてでございます。一つ目は愛知県の地震計の移設に伴いまして愛知県から地震計の周囲へのフェンス設置を求められましたので、フェンス工事を追加いたしました。二つ目、図書館利用のお客様が図書の返却の利便性を高めるため、閉館時間にも図書の返却ができるように返却口の設置を追加いたしました。相談コーナーにつきましてはパーテーションの追加です。四つ目、庁舎から出るごみの集積場所にいいボックス等を設置することといたしました。五つ目、追加工事でございます。記録用として、また視察対応用といたしまして、工事の記録映像の作成を追加いたします。六つ目が喫煙室についてでございます。当初計画では、庁舎棟と議会棟の屋外、外にですねカーポートのようなものを設置するというふうに説明をさせていただきまして、そのように計画したところ、庁舎棟のエアコンの室外機の設置場所と重なることになりまして、室外機の運転に支障が出るということがございましたので、渡り廊下部分、庁舎棟と議場棟の渡り廊下部分に仕切を設けましてそちらのほうに喫煙室をするということとございましたので、その工事費を追加するものでございます。七つ目、移動式の書庫につきましては、執務室の裏側等の電気機械室等のレイアウトの変更をいたしましたので、書庫についての部分が余裕ができました。その分、より多くの収納を可能とすべき移動式の書庫の仕様を変更させていただきます。このほかここには記載はございませんけども、消火器の設置ですとか車庫の事業等の変更がございます。

次に、電気設備工事です。土壌蓄熱式床暖房につきましては、中部電力から電力計の設置を求められましたので当初計画はございませんでしたけどもこちらのほうも追加をいたします。それから、総務課室で管理をいたします警報機器等につきましては、休日、夜間などにおいて宿直室でも管理できるように警報盤等を追加するものでございます。次に、サーバー室のラック等の追加、それから執務室用の分電盤の増加。五つ目が、来庁者や図書館利用のお客様の利便性を図るために庁舎棟と議場・図書館棟に無線ルーターを設置して公衆無線 LAN の整備

を追加することといたしました。六つ目が、国土交通省が管理する気象観測室への分電盤の設置でございます。七つ目が、電気自動車用の急速充電器のほかに普通充電器を整備することによりエコカー利用者の利便性を高めることといたしました。八つ目が電子掲示板です。当初、太陽光発電の状況を表示する計画でありましたが、チップボイラーの状況や役場の行事、会議室の使用、イベントなどの情報も提供できるようにシステム、ソフト及びパソコンを整備することといたしました。そのほか詳細、細かいところにつきましてはコンセントの増加ですとか、照明器具の変更等もでございます。

三つ目の機械設備工事関係でございます。170人槽の浄化槽設置、予定場所から岩盤が出てしまいました。位置の変更ができないということで、浄化槽の仕様を変更いたしました。それから二つ目ですが、災害時にマンホールトイレとして活用できるようにマンホールの蓋についてそれ用の物にするというようなお話をさせていただきましても、これに必要な洋式便器とですね、それから健常者用と身障者用の仮設テントを一式で、一式というかそのセットでそろえないといけないということで、この部分を追加させていただいております。

その他でございますが、これは当初、西側のほうから大型車両で資材搬入をすることといたしました。大型車両の出入りについて近隣から苦情が出ました。その苦情が出ましたものですから東側の新設町道田口大崎線を工事車両の通過に利用すると、こういうことにしたためですね、当初計画のなかった単管バリケードとか、あるいは誘導員ですとか、夜間警備員等の経費が必要となったため追加となったものでございます。そのほか、ここにはございませんけども、モニュメントの作成ですとか、あるいは行事案内、告示用の掲示板、それから電源の集中盤の総合盤の拡大ですとか、あるいは分電盤の追加、あるいはN T T電話回線の配管等の増加についてもございます。以上でございます。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。

10 田中 庁舎につきましては、設計変更がこれで議会に出てくるものが2回目ということですが、例えば学校建設やったときに私経験があるのは田口小学校が1回設計変更があつて議会にかけられましたが、名倉小ではそのなかったような気がするんですがね、小さいもの含めるとこの建築関係はこういうふうに煩冗にですね設計変更があるのかどうかということをお尋ねしたい。それからもう1点ですね、請負契約のですね、契約約款というものがあると思うんですが、この今回の変更はですね、この契約約款の第何条に根拠があるのか、教えていただきたいというふうに思います。まず1問目は以上です。

総務課長 今回の庁舎の変更につきましてはですね、先ほど申しましたように、当初予定してなかった例えば県の防災計、それから中電のその機械についての要望、当初私らも想定していなかった部分が入ってきたというようなことが中心でございます。それから、大きなものは先ほど言いましたように、その当初必要でなかった東側から入れるのに苦情が出たため町道のほうを使わせてもらったと。そ

ちらの養生でかなりお金はいったということで、こういう部分につきましては予測はできないものですから、そういう意味で変更が2度、議会にお願いするので2回目ということになりましたので、頻繁にあるものではないというふうに理解をしております。

10 田中 そうしますと、契約約款でいう第18条第1項第5号に該当する契約変更になりますか。その点が1点です。それからですね、あとですね、先ほどそれぞれの変更理由について述べられておりますが、項目が挙げられました。この項目についての金額を教えてください。

総務課長 約款については確認をいたしますので時間をください。それから金額ですけども、先ほど私が説明させてみました主なものについての直工ベース、直接工事費ベースで申しわけないですが、そちらのほうで説明をさせていただきます。まず、愛知県からの要望によるフェンス設置については、増額です。増額の部分を言います。48万8千円、直工ベースの増額分です。48万8千円。それから返却口、図書の本返却口は44万円。相談コーナーのパーテーションは18万3,500円。それから庁舎から出るゴミの集積に設置するゴミボックス集積フェンスとスチール棚ですが、増額で167万1,808円。工事の記録映像の作成については増額で、170万円。喫煙室増額で、137万6千円。移動式の書庫が増額、223万3,686円。電気工事のほうです。中電から電力計の設置を求められてました、増額で175万7,380円。それから警報盤の追加、増額23万8,180円。サーバー室のラック83万4,010円。執務室用の分電盤56万円。公衆無線LANの整備37万5,690円。国土交通省の気象観測室への分電盤28万9,890円。普通充電器の整備44万8,540円。電子表示板です。こちらのほうが295万2,768円の増加です。それから三つ目の機械設備です。浄化槽の仕様変更につきましては、増額が140万円。マンホールトイレの部分の洋式便器と仮設テント、168万円。その他の単管バリケード等の経費ですが、増額として455万2,400円。主なものは以上でございます。

議長 ほかにございませんか。

7 鈴木 電気設備工事の中の1行目、電力会社からの指示による土壌蓄熱式床暖房用の電力計の追加とありますけど、これは電力計というのは中部電力の積算電力計のことですかね。

総務課長 すみません、確認をさせてください。

7 鈴木 普通、積算電力計は中部電力のほうの料金がありますので、これ……（「すみません、聞こえません」という声あり）

7 鈴木 積算電力計でありますと、これ中部電力のほうの料金に関係することです。でほとんど貸与になるわけなんですよね。この蓄熱式の床暖房が新規のものではなくてこれ追加をしたのでしょうか。容量の追加とか、そういうことがあって電力計を追加しなければならなくなったのか、ちょっと教えてください。

総務課長 あわせて確認をさせてください。

議長 お諮りします。暫時休憩をとりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、総務課長の返事がくるまで休憩といたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時02分

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務課長 大変申しわけございませんでした。まず、電力計のことをごさいますけれども、正確には電力計の追加ではございませんでした。申しわけなかったです。電力計は中電からの貸与です。おっしゃるとおりです。実質この工事につきましては、太陽光発電をしとるんですけども、それを床暖房のほうは深夜電力の契約をしています。そちらのほうに使わないように回路の変更をするということをごさいます。申しわけございませんでした。

設計については、設計会社のほうの、金額については設計会社のほうの見積もりでやっております。

それから、契約約款のことをごさいます。田中議員、18条とおっしゃいましたけれども、18条のほうは設計図書不適合の改造義務及び破壊検査等の項目でございいます。条件変更等の第19条のほうで工事現場の形状、地質、湧水等の状態、自然的または人的な施工条件と実際の工事現場が一致しない、あるいは設計図書に明示されていないような施工条件に関する予期することができないような状況ができたというところの適用というふうに解釈いたします。以上です。

10 田中 あと一問しかありませんので的確に答えていただきたいんですが、私、2回目ですがもう3回目はないということをお明言していただきたいのと、それからですね、あり得るかもしれないんでもう少し詳しくお尋ねしたいんですが、このですね請負契約の変更に至るまでの経過について、例えばですね、先ほども例えば国交省からこう言ってきてとか、これ多分、その間のいろんなことの、ここはこうしてもらわないといけないとか、これはこうしたほうがいいのか、いろいろたまってきたやつを今度の請負契約変更で一遍に出したということだと思っておりますね。そこらへんの経過わかりますか。

総務課長 まず1点目ですが、工期がもう間近に迫っておりますので3回目はできません。契約の変更についてはできません。それから、変更に至る経過でございませけれども、先ほど説明しましたように、例えばその外部的、中部電力だとかそのNTTだとかそういうところからの要望については、工程会議のたびに行われております。それですので、具体的にいつどうなったとか、どういうふうにされたというのはいちよとここで申し上げられないのが現実でございいます。以上です。

10 田中 今の答弁では納得できません。一つ一つとは言いませんけれども、例えばそれは今説明があったのは電力会社だとか国交省から言ってきたやつがある。それ

から現場からこう上がってきたやつもあるだろうし、こっちから発注者としてお願いしたやつもあるだろうというふうに思うんですね。そういうものをどんなふうに何というか、ためて今回はき出したというか出してきたのか、そこらへんもう少し説明してください。

総務課長 時間的な経過、いつそれがどういうふうになったというのは記録を見ないとわかりませんが、議員がおっしゃるとおり、直営関係工事と申しまして例えば、地震計のコンセント追加ですとか、あるいは気象観測室、国土交通省からの要望だとか、それからN T Tからの要望等については、それぞれの先ほど申しましたように工程会議の中でそれぞれ指示があったり要求があったりします。それ以外に、先ほどの公衆無線LANですとか、あるいは記録のビデオですとか、そういうものについてはこちらのほうからこういうものを追加してくれというような指示を出しておりますので、それがいつの時点でどういう経過でというのは、ちょっとここでは今説明することができないので申しわけございません。

10 田中 こちらほうから設計変更を出すなんていうのはもってのほかではないですか。

総務課長 設計変更というのは、例えば設備のほうに入っているんだけど、実際に工事をやっていったときに設備の部分も一緒にやったほうがいいとか、そういう効率がいいとかっていう部分のその業者との相談の上でやっておりますので、それは建築工事のほうに入れてくださいというようなそういうような要望、それから気がつかなかったような先ほどの記録的な部分については、当初、設計の中に含んでおりません。想像っていうか、こちら側のほうでは意思がなかったものですから、それについては設計もなかったしこちらのほうの要求もなかったんですけども、それについては必要だからあわせて記録用の製作をしてくださいという指示をしております。そういう意味でございます。

4 夏目 変更理由の中を見てみますと、二つほどちょっとお聞きしたいんですが、地震計用のフェンス工事の追加、それから図書館時間外返却口及び案内板の追加だとか、相談コーナーのパーテーション数の増加、喫煙室の設置場所の変更、これは先ほど聞いたみたいに、機械器具の変更、それに伴って不具合が生じたものだから渡り廊下のほうに仕切を設けるというようなことで、それからレイアウトの変更に伴っての移動式書棚の変更とかそういうようなことにつきましてはですね、当初、設計委託の段階からこういうようなことが想定できやしないかなと僕は思うんですけども、そのへんのところが設計委託の段階で詳細に検討がされなかったのかどうか。例えばこんな宿直室用の警報盤の追加なんていうのは、大体そのへんのところはもう当初はしっかり設計のできたときにやっとればですね、できる話ですし、サーバー室内の縦ラックの、電源盤の追加についてもですね、これも当初のときから想定できる範囲内のことだろうと思いますけども、それが1点。だからしたがって、当初設計のときにこういうものがですね、なぜ想定できなかったのか、中で検討がされとるのかどうか、このへん1点お聞きします。

それから2番目ですけども、その他のほうの資材搬入路としての田口大崎線を利用した場合の養生及び安全対策費の増加となりますけど、一番最初は旧小川印刷のところから入ってって、富安邸のところから入っていく道路を利用すると言っとられましたけど、まずそのところで栄町に総会のほうでそれが出まして、そういう工事のために進入路の利用については全然地元のほうの行政区に相談がなかったし説明もなかったと。なしにそのままやられたんですけども、普通大体、こういうような騒音が起きるような場合には地元のほうに十分な説明があるはずですけどもどうか、というようなことで、散々私のほうにも相当異論が出てきました。そのへんのところは済んだことでもう結構なんですけど、こういう養生のためにプラス452万などというものにつきましてはですね、これそのまま認めているのかどうか、そのへんの中の精査がされているのかどうか、その2点をお聞きします。

総務課長 フェンス等の工事ですね、これ一つ一つ説明してもいいんですけども、地震計は設置計画が書庫の2階に、一部書庫が2階になるんですけども、その階段下、普段人が通らないところっていうか、お客様も入らないところで設置をしました。それは県のほうからそれでも囲いをしてくれというようなことがあるもんですから、そういうのは全く予期されていないという、それ先ほども説明させていただきました。それから案内板等についてもですね、それから移動式の書庫なんですけども、そちらのほうもそうでなくても書庫が少なかったものですからレイアウトの変更によって生じた部分についてはより有効的に使えるように書庫の様式というか物を替えさせていただいたというようなことで、当初に見込めなかったというふうに私どもは思っております。

それから栄町のほうの地域の方に話がないというような話でしたけども、実際には近隣の方には業者のほうから、いつから工事入るんでよろしくお願ひします、っていう御挨拶をさせていただいております。ただそれが区長さんところに届いたかどうかはちょっと定かで今わかりませんが、そういう配慮はさせていただいております。ただ、栄町の方の全員集めて説明したということは大変申しわけなかったと思っております。以上です。

4 夏目 確かに中の設計内容は私のほうでわかりませんので、想定できなかったと言われればそのまま信用しざるを得ません。ただ、相談コーナーのパーテーション数だとか喫煙室の場所の変更に伴うような経費の増加だとか、サーバーのラック、それからOAコンセント数の増加だとか公衆用LANの追加なんてやつは、もう当初から想定しながらそういうものを設計の中に盛り込んでおくのが普通だろうと思いますね。このへんを内部で相当検討しながら、当初そういう設計内容の業者の選定についてもやられたのかどうか。このへんと、それからその栄町のほうの説明ですが、業者のほうがその近隣のほうに道路の関係で挨拶来るのは当然のことですね。しかしながら、行政として地元のほうにこういうことがありますよと説明がまずやるのがですね、情報公開なり、それから親切な工事の仕方だろ

うと思うんですが、その一口で業者に任せましたというのもちよっといかなものかなと。まあ、工事も終わりに近づいておりますし、そういうようなことも含めてこれからの情報公開みたいなことをしっかりやってほしいという意味合いで申しあげましたが、ただこれについても先ほど言いましたように、養生だけで452万というのはいかにもちよっと多すぎるような気がします、そのへんの説明がしっかりできますか。

議長 ほかにございませんか。

(「養生の答弁がありません」という声あり)

総務課長 庁舎の工事の関係につきましては、それなりの広報なり何なりさせていただいております。それから養生の件ですけれども、こちらにつきましては455万2千円の増額になっておりますが、単管バリケード150日、275メートルが248万円です。それから搬入路の出入り口の警備5ヶ月、125日、誘導員が1万3,200円の165万円。それから休日の巡回の警備につきましては32日、同じく誘導員が1万3,200円で42万1,400円でございます。

4 夏目 先ほど申しましたように、当初から地元のほうに丁寧に説明して、旧小川印刷のところから富安邸のところから従来の旧田口小学校の正門のほうから入りますよという説明をしっかりとけばですね、地元のほうも納得して、なおかつあとで舗装のほうも全部やり直しますという御回答もいただいておりますので、そういうふうになればですね、このような警備員だとかその他の必要経費四百五十何万が必要ではなかったかなと思います。私はそのへんのところの当初からの見積もりとか、それから地元に対する説明不足がこういうような契約変更につながったとするならば、ちょっと少しこれは何と言いますかね、不用意な経費ではないかなと思いますが、ただそこでもう一つだけ聞きます。2回目の変更のときにはたしか私の記憶では、すなわち25年度にやる工事を24年度にしたもんだから、相対的な事業の変更はなかったというふうに記憶しておりますが、今回のほうは3,400万ですので、当初予算の当初の予定の新庁舎建築総経費からこの3,400万が初めて増えたということの内容でいかどうかの確認をいたします。

総務課長 事業そのものは当初計画から完全に増えておりますが、予算につきましては当然請負率もありますので、確保できているというふうに思っております。

(「4番夏目」という声あり)

議長 4回目になりますので、最後の質問として関連としてにします。

(「関連です」という声あり)

4 夏目 そうしますと、当初庁舎を建築しようとした当初の予算額からいくら増えるのかをお聞きます。

総務課長 予算額の増額はございません。予算額のほうの増額はございません。請負契約金額の増額はございます。

議長 ほかにございませんか。

7 鈴木 さっきの価格を一覧表にさせていただきませんか。ちょっと聞き漏らしたよ

うなところもありますので。だめですかね。

総務課長 当然、設計が組んでありますので、一覧表にはすることができます。ただ、まだこれから先というか、先ほど、庁舎関係だけでよろしいですね。建設工事だけで結構ですね。今回の変更を含めて。承知しました。

議長 ほかにございませんか。

2 金田 専門の方々からいろいろ質問が出たんですけど、一町民として全然納得できません。家が一軒建つくらいの変更があるっていうことが、こんなもうすぐで上がるっていうようなときになって出てくること自体が不思議なんですけど、先ほど設計図書に書かれていないことの変更があった場合っていうことだったんですけど、ほかの方とダブるかもしれませんが、もっと早くから設計図書の中に書かれていて当然って素人でも思えるようなことが今ごろ変更になっているような、納得できないので、誰にもわかるように説明を、一覧表に出すときにも誰にもわかるような説明をお願いします。

議長 2番金田文子君、質疑をしてください。

2 金田 すみません。誰にでもわかるような一般町民にわかるような説明の要領を得た物を出してくれますか。

総務課長 建築用語については、いちいち用語説明までつけないと多分町民の方はわからないと思います。ですので、それは勘弁してください。

2 金田 設計図書に書かれていないことで、例えば時間外返却口とか、先ほどの方々とダブることが多いんですけど、その責任は設計業者が悪いんですか。当たり前のようなことが入っていないというのは設計業者が悪いんですか。こちらの点検の仕方とか、協議のときに指摘できなかったこちらの何かミスがあるんですか。

総務課長 これは設計業者と建築業者それぞれ設計書に基づいてそのようにやりますので、当然、最初から指示のしなかった私どもの責任と言えば責任になる。ただ、必要とあとから気がついて、必要というか、必要なものですということで追加をさせていただいたという経緯でございます。

議長 ほかにございませんか。

1 金田 その他のとこのこの養生のほうなんですけども、あそこに立つとるガードのそもそもあれは警察の指示なんですか。建設事務所の指示なのか、町の指示なのか、業者が安全だと思って立てとるのか、どちらでしょうか。

総務課長 大崎線、県の代行事業でございますので県のほうの指示、当然、それに従ってやっとする。県の指示です。

議長 ほかにございませんか。

(なし)

議長 ご覧でございますか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 68 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。訂正します。起立全員です。議案第 68 号は、可決されました。

議長 日程第 40、議案第 69 号「設楽町田口財産区管理委員会委員の選任について」から日程第 44、議案第 73 号「設楽町津具財産区管理委員会委員の選任について」の 5 議案を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 69 号から議案第 73 号についての説明をいたします。これらの議案につきましても、本町にあります五つの財産区の管理委員の任期がこの 11 月 8 日に満了となりますので、選任について議会の同意を求めるものでございます。

まず、田口財産区の委員としまして、伊藤禮史さん 77 歳、原田一雄さん 73 歳、平松龍さん 70 歳、伊藤勝さん 75 歳、夏目義治さん 65 歳、長谷川一雄さん 64 歳、松井祥造さん 62 歳の 7 名を。

次に、段嶺財産区の委員としまして、後藤文喜さん 65 歳、林孝美さん 65 歳、竹下始良さん 68 歳、竹下豊啓さん 63 歳、原井正さん 66 歳、河合秀久さん 63 歳、小山章さん 71 歳の 7 名を。

次に、名倉財産区の委員としまして、岡松太さん 66 歳、鈴木基美さん 69 歳、後藤太さん 64 歳、原田明見さん 59 歳、七原幹夫さん 69 歳、本田道宣さん 68 歳、金田里二さん 65 歳の 7 名。

神田平山財産区の委員としまして、伊藤勘治郎さん 65 歳、藤原輝さん 71 歳、氏原安博さん 63 歳、氏原武治さん 77 歳、氏原敏郎さん 61 歳、伊藤郁生さん 59 歳、草野強さん 64 歳の 7 名。

津具財産区の委員としまして、佐々木克典さん 47 歳、鈴木敏文さん 64 歳、佐々木節男さん 64 歳、今泉寿生さん 56 歳、村松弘歳さん 74 歳、三城勇さん 63 歳、古瀬静さん 63 歳の 7 名を選任をいたしたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑は、5 議案を一括して行ないます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論・採決を行います。討論・採決は議案ごとに行ないます。議案第 69 号「設楽町田口財産区管理委員会委員の選任について」討論を行います。討論ありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 69 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に同意することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 69 号は、同意されました。

議長 議案第 70 号「設楽町段嶺財産区管理会委員の選任について」討論を行います。
討論ありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 70 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に同意することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 70 号は、同意されました。

議長 議案第 71 号「設楽町名倉財産区管理会委員の選任について」討論を行います。
討論ありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 71 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に同意することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 71 号は、同意されました。

議長 議案第 72 号「設楽町神田平山財産区管理会委員の選任について」討論を行います。
討論ありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 72 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に同意することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 72 号は、同意されました。

議長 議案第 73 号「設楽町津具財産区管理会委員の選任について」討論を行います。
討論ありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 73 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に同意することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 73 号は、同意されました。

議長 日程第 45、議案第 74 号「訴えの提起について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 74 号「訴えの提起について」でございます。設楽町津具字新町 173 番地、旧下津具小学校跡地にあります丸満産業株式会社の建物につきまして、以前から土地の明け渡しについて調停を継続してまいりました。この 9 月 11 日に第 3 回目の調停を行いましたけども、丸満産業からの歩み寄りが見られず、調停による解決の見込みが立たないと判断をいたしました。よって、裁判による決着を図りたいと思います。当該土地に建つ丸満産業が所有し工場として使っていた旧小学校校舎について、丸満産業の支出による取り壊しとその後における更地での引き渡し及び固定資産税、土地の使用料など未払金の支払いを求める訴えの提起について議会の議決を求めるものでございます。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 74 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第 74 号は、可決されました。

議長 日程第 46「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。議会運営委員長より、設楽町議会会議規則第 75 条の規定により、お手元に配りました申し出のとおり、閉会中に継続調査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定しました。

議長 日程第 47「設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。設楽ダム対策特別委員長より、設楽町議会会議規則第 75 条の規定により、お手元に配りました申し出のとおり、閉会中に継続調査の申し出があります。

お諮りします。設楽ダム対策特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。設楽ダム対策特別委員長の申し出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定しました。

議長 以上で、本日の日程は、全て終了しました。本日は、これで閉会といたします。

閉会 午前 11 時 33 分